

令和 8 年度の事業予定

1 空家等の実態把握

令和 7 年度に実施した実態把握調査の結果の情報を「地図情報システム」(GIS)へ登録し、把握した空家等情報を適正に保管する。

GIS は空家等の相談時に利用

今後、管理不全空家等及び特定空家等の認定作業や次回の空家等対策計画改定（令和 10 年度予定）の際にも活用する。

2 空家等の発生抑制・適正管理

- (1) 空家等に関する相談・問合せ対応
- (2) 空き家対策セミナー・個別相談会開催
- (3) 不動産相談【新規】6月開始、月1回、1組30分

3 空家等の有効活用

- (1) 老朽空き家除却費補助制度（拡充 資料裏面 P23）
- (2) 刈谷市空き家バンク
- (3) 空き家の発生を抑制するための特例措置
(空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除)

4 管理不全空家等及び特定空家等に対する措置

実態調査に基づき、管理不全空家等の候補物件について認定の判断

■老朽空き家除却費補助金の増額

労務費や建設機械経費、廃材処分費等の高騰に対応するため、上限額を「20万円」から「経費の4/5又は25万円のどちらか低い額」へ増額します。

近隣市状況

刈谷市	安城市	碧南市	知立市	高浜市	豊田市	豊明市	大府市
20万 ↓ 4/5又は 25万	4/5又は 20万	4/5又は 20万	4/5又は 20万	制度 なし	1/2又は 52万 R6まで20万円	4/5又は 50万	4/5又は 20万 市内業者+10 市街化区域+10

※補助金の負担割合は、国費 1/2、県費 1/4、市費 1/4

「4/5」は国の要綱（除却工事費に10分の8を乗じて得た額）による

なお、地震対策補助金の木造住宅撤去費補助金についても同様に上限額を20万円から25万円に増額します。

（参考）木造住宅撤去費補助金の申請実績における平均工事費

H20：約114万円 ⇒ R6：約160万円（約1.4倍）

■代理受領制度の適用

補助金の受領を工事業体へ委任することで、申請者は補助金額を除いた工事費用を準備すればよく、通常より少ない自己資金で工事を行うことができます。

<例>工事費100万円、補助金額25万円の場合

